2　空港機能施設等の運営等との連携に関する基本的な事項

(1)　航空系事業と非航空系事業の経営一体化に向けた基本的な考え方

国管理空港運営権者は、滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営を一体として行うことを基本とし、その他当該空港の利用者の利便に資する施設の事業とも可能な限り連携を図るものとする。

国管理空港運営権者は、国管理空港特定運営事業を行うＳＰＣとし、自ら又はその支配下にある法人がターミナルビル等を保有して空港機能施設事業を行うことを基本とする。

また、公共施設等運営権の設定後に国管理空港運営権者がターミナルビル等を確実に取得することができる仕組みを担保するとともに、ターミナルビル等を取得する際の対価は適正な価格によることとする。

(2)　空港機能施設事業者の指定要件

民活空港運営法第三条第七項の規定により、本項「2　空港機能施設等の運営等との連携に関する基本的な事項」に定められた内容は、空港法第三条第一項に基づく「空港の設置及び管理に関する基本方針」に定められたものとみなされることとなる。

このため、本基本方針の策定後に国土交通大臣が空港法第十五条第一項の規定に基づく空港機能施設事業者の指定をするに際しては、滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営一体化及び民間による運営等の実施を主たる手法とする空港経営改革について、指定の期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続に際して必要となる調査に協力するとともにその結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続を行うこと等、国の空港経営改革の方針に協力することを条件とする。

第四　国管理空港特定運営事業が実施される場合における国管理空港の管理の効率化に関する基本的な事項

民間資金法第三条第一項において、公共施設等の整備等に関する事業の基本理念として行政の効率性にも配慮することとされていることを踏まえ、国管理空港において民間による運営等を実施する場合においては、前記第二に掲げる国と国管理空港運営権者の役割分担を基本としつつ、空港の管理の効率化が図られるものとする必要がある。

また、国管理空港運営権者は、民間資金法の趣旨も踏まえ、国、地方公共団体、関係事業者等と連携して、空港の管理の効率化に寄与することが求められる。

第五　民間の能力を活用した国管理空港の運営等に関する提案の募集に関する基本的な事項

本基本方針の策定後、必要に応じて、対象空港を明示した上で具体的な運営形態や経営手法について、幅広く提案を募集する、いわゆるマーケットサウンディングを実施することとする。その際には、国側で有している開示可能な情報を最大限開示することや、提案に対して法的拘束力をもたせない等、より多くの具体的な提案がなされるよう努めるものとする。

マーケットサウンディングの結果は、実施方針等の具体的な制度設計に反映させるとともに、必要に応じて本基本方針の見直しに反映させるものとする。

第六　前各号に掲げるもののほか、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本的な事項

1　基本方針の適切な見直し

本基本方針は、民活空港運営法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、適時に、かつ、適切に見直しを行うものとする。

2　共用空港における運営等

共用空港については、その空港としての特性を踏まえつつ、前記第一から第五の趣旨に沿った空港の運営等を行うため、国及び共用空港運営権者（民活空港運営法附則第五条第一項に規定する共用空港運営権者をいう。）は、自衛隊又はアメリカ合衆国との連携を密接に図ることとする。

3　特定地方管理空港における基本方針

民活空港運営法附則第十三条第一項に規定する特定地方管理空港における基本方針は、本基本方針を準用するものとする。

○国土交通省告示第千八十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(8)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　四等三角点青山（北緯三三度一七分二三秒東経一三一度二九分）から二六度一五分五四秒三、九八〇・二六七メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から八一度五一分七秒五二・六一三メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から八一度五一分三秒八三・四四八メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から一七一度五一分八秒六九二・四六七メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から二六一度五一分六秒一九九・〇〇四メートルの地点 (6)　(5)に掲げる地点から二六一度五一分三秒四八・七七六メートルの地点 (7)　(6)に掲げる地点から三一二度五六分二五秒二四二・三四〇メートルの地点 (8)　(7)に掲げる地点から三五一度五一分一〇秒二六四・三〇二メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十五年十一月一日

○東北地方整備局告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日　　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
一般国道百六号	盛岡市手代森三地割から同市手代森七地割まで	改築	平成二十五年十一月一日

○関東地方整備局告示第四百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月一日　　関東地方整備局長　深澤　淳志

その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号